

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第68号

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和46年新潟県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>別記 第1号様式（第2条関係） （表）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">申請者</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住所</td></tr><tr><td>個人番号</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> <p>（裏）</p> <p>（略）</p>	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書		（略）		申請者	（略）	住所	個人番号	（略）		<p>別記 第1号様式（第2条関係） （表）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td rowspan="3">申請者</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住所</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>（裏）</p> <p>（略）</p>	母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書		（略）		申請者	（略）	住所	（略）
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書																			
（略）																			
申請者	（略）																		
	住所																		
	個人番号																		
（略）																			
母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書																			
（略）																			
申請者	（略）																		
	住所																		
	（略）																		

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。